

2026年 みやけ基金（児童養護施設等助成）募集要項

2025年9月吉日

公益財団法人公益推進協会

目的

当基金は京都府在住の篤志家の方からの寄付を活用して、児童養護施設等がこども達の教育の充実を図り、こども達が喜びや感動を分かち合えるイベントや行事を行うために必要となる資金の助成を行います。

助成額

1件あたり**50万円**以内

助成件数

2件程度（京都府内）

募集期間

2025年10月1日(水)～2025年11月28日(金)（※WEB申請 17：00締切）

（原則WEB応募になりますが、郵送応募を希望される場合は別途ご相談ください。）

助成対象

- (1) 助成対象事業 こども達のための教育活動として行うイベントや行事
（例）誕生日会やクリスマス会、施設内外での様々なイベントや行事、社会教育施設での研修
※重複して他の補助金や助成金を受給していない又は受給の予定をしていない事業を対象とします。
- (2) 助成対象団体 京都府内の児童養護施設等※ ※児童養護施設等とは、下記の施設が対象です。
児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、母子生活支援施設
- (3) 助成対象期間 2026年1月1日～2026年12月31日（期間内であれば、実施回数や時期は問いません）
- (4) 対象経費 助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。
単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。
家賃や通常の人件費等の経常費には使用できません。

応募方法

応募フォーム（ <https://form.run/@oubo-miyake> ）に下記書類を添付し、ご応募ください。

- ① 申請補助資料（助成実績・収支概要）
※当財団ホームページ（ <https://kosuikyo.com/> ）よりダウンロードしてください。
- ② 定款
- ③ 履歴事項全部証明書（発行6ヶ月以内）
- ④ 直前事業年度の当該施設の（拠点区分事業）活動計算書
- ⑤ 直前事業年度の法人全体の貸借対照表
- ⑥ 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須
- ⑦ 【任意提出】企画書、活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料など）

□選考及び結果通知

(1) 選考

当財団の選考委員会において厳正に選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。応募書類に記載されている個人情報、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、厳重に管理します。

(2) 結果通知

2025年12月下旬を目途に申請者に対し、採否を文書で通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等）に、「**公益財団法人公益推進協会 みやけ基金による助成事業**」であることを明記してください。
- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を指定する提出フォームにて提出してください。
 - ① 助成事業報告書（指定書式）
 - ② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

公益財団法人公益推進協会 みやけ基金（児童養護施設等助成）担当

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

TEL：03-5425-4201 問い合わせ対応時間：平日10：00～17：00

E-mail：info@kosuikyo.com（件名は「【問合せ】みやけ基金_団体名」としてください）

